

## USEN FinTech包括代理加盟店規約

### 前払いサービス取扱いに関する特約

#### 第1条(総則及び目的)

1. 本特約は、USEN FinTech 包括代理加盟店規約(以下「原規約」といいます。)に定める加盟店が、原規約に基づきクレジットカード等決済サービスを利用して、次項に定める「対象前払いサービス」を取り扱う場合に適用される特約事項を定めるものです。
2. 本特約は、特にインプラント、矯正歯科治療等の高額かつ長期間にわたる役務提供における前払い決済に関して、加盟店および決済代行会社双方のリスクを軽減し、会員の保護を強化することを目的とします。

#### 第2条(用語の定義)

1. 「対象前払いサービス」とは、1回の信用販売(原規約第1条第7項に定めるものを指します。)によって、継続的または複数回にわたり提供を行う役務であり、かつ本特約に定める「別紙:前払いサービス取扱い条件」(以下「別紙」といいます。)に記載された商材に該当するものをいいます。
2. 「前払い期間」とは、対象前払いサービスにおいて、1回の信用販売により受領する代金(以下「前払いサービス代金」といいます。)によってカバーされる役務提供期間の最長期間を指します。別紙に定める前払い期間を超える役務提供期間を1回の信用販売で契約し、前払いサービス代金として受領することはできません。
3. 「前払い取扱限度額」とは、1回の信用販売において、前払いサービス代金としてカード等により受領できる上限額を指します。別紙に定める前払い取扱限度額を超える金額を、1回の信用販売における前払いサービス代金として受領することはできません。
4. 「単一の役務提供契約」とは、会員との間で締結される、個別かつ継続的な役務提供(例:一つの治療計画、コース契約等)を指します。

#### 第3条(加盟店の義務)

加盟店は、対象前払いサービスの信用販売に際し、以下の各号を遵守するものとします。

- ① 加盟店は、特定商取引に関する法律、消費者契約法、割賦販売法その他前払い決済および継続的役務提供に関する関連法令を遵守しなければなりません。
- ② 会員との対象前払いサービス契約に際しては、治療計画、総額、前払いサービス代金の金額・時期、役務提供期間、中途解約条件、返金ポリシー、クーリングオフ制度(適用される場合)等の重要事項について、会員が十分に理解できるよう書面をもって明確に説明し、その同意を得る義務を負います。
- ③ 決済代行会社が対象前払いサービスに関する情報提供を求めた場合、加盟店は速やかにこれに応じるものとします。

- ④ 会員からの苦情、問い合わせ、支払停止の抗弁、チャージバックの申し出があった際には、加盟店の費用と責任において速やかに対応し、解決に努めるものとします。この際、決済代行会社からの調査協力の要請には誠実に協力しなければなりません。

#### 第4条(前払いサービス代金の取扱い)

1. 加盟店は、別紙に定める対象前払いサービスについて、前払い期間および前払い取扱限度額の範囲内で前払いサービス代金に係る信用販売を行うことができるものとします。ただし、単一の役務提供契約(治療計画等)における前払いサービス代金の総額が別紙に定める前払い取扱限度額を超える場合、当該超過分をカード等により決済することはできません。
2. 原規約の定めにかかわらず、本特約に基づき加盟店が前払いサービス代金のカード利用として取扱うことのできる支払区分は、ショッピング1回払いのみとします。

#### 第5条(継続利用の意思確認)

加盟店は、前払いサービスの提供期間が終了する場合、事前に、会員に対し、書面またはクレジット会社等の認めた方法により、対象前払いサービスの利用継続の意思を明確に確認するものとします。なお、当該確認なくして提供期間終了後に前払いサービス提供を継続し、または新たな前払いサービス代金を受領してはならないものとします。会員が対象前払いサービスの利用継続の意思を示した場合には、加盟店は、本特約及び原契約に定める方法に従い信用販売等を行うものとします。

#### 第6条(決済代行会社の措置)

1. 前払いサービス代金に関するチャージバック、支払停止の抗弁、買戻特約については、原規約第3条第3項④、第19条、第20条の規定が準用されます。特に、役務提供が完了する前のチャージバックや支払停止の抗弁が発生した場合、加盟店は速やかにその原因を解消し、決済代行会社の指示に従うものとします。
2. 加盟店が本特約のいずれかの条項に違反した場合、または違反するおそれがあると決済代行会社が判断した場合、決済代行会社は、原規約第27条(契約解除)および第28条(反社会的勢力との取引拒絶)に定める措置に加え、当該前払いサービスに関する精算金額の支払いを保留し、または当該決済の取り扱いを一時停止することができるものとします。この場合、決済代行会社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 加盟店の倒産その他やむを得ない事由により、加盟店が対象前払いサービスの役務提供を継続できないと決済代行会社が判断した場合、決済代行会社は、加盟店に対する精算金額の支払いを保留し、または当該精算金額を会員への返金に充当する等の措置を講じることができるものとします。

#### 第7条(原規約との関係)

本特約に定めのない事項については、原規約が適用されるものとします。本特約と原規約の内容に齟齬がある場合は、本特約が優先して適用されるものとします。

#### **第8条(協議事項)**

本特約に定めのない事項、または本特約の解釈に疑義が生じた場合は、決済代行会社と加盟店が誠意をもって協議し、解決するものとします。

附則

制定日 2025年12月10日

別紙 前払いサービス取扱い条件

取扱商材	審美歯科・歯科矯正・ホワイトニング・インプラント
前払い期間	1 年間（1 回の信用販売で受領する前払いサービス代金によってカバーされる役務提供期間の最長期間）
前払い取扱い限度額	50 万円（1 回の信用販売で受領できる前払いサービス代金の上限額）

以上